# 長崎県福祉保健審議会運営要領

(目的)

第1条 この運営要領は、長崎県福祉保健審議会条例(平成12年条例第5号。以下 「条例」という。)第8条の規定に基づき、長崎県福祉保健審議会(以下「審議会」 という。)の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (副委員長)

第2条 審議会に、副委員長 | 名を置き、条例第4条に規定する委員をもって、これに あてる。

(定数)

第3条 審議会の委員は、50人以内で組織する。

## (専門分科会)

- 第4条 審議会に次の専門分科会を置き、それぞれに規定する数の委員で構成する。

  - (1) 身体障害者福祉専門分科会 13 人以内の委員及び臨時委員
  - (2) 高齢者専門分科会
- 15 人以内の委員及び臨時委員
- (3) 児童福祉専門分科会
- | 13 人以内の委員及び臨時委員
- (4) 民生委員審査専門分科会
- 10 人以内の委員
- (5) 福祉保健総合計画専門分科会 15 人以内の委員及び臨時委員
- 2 専門分科会が調査審議する事項は、次のとおりとする。

ただし、部会で調査審議することが別に定められている事項については、専門分科 会全体での審議は行わない。

- (1) 身体障害者福祉専門分科会
  - ①身体及び知的障害児(者)福祉に関する事項
  - ②第 | 種社会福祉事業施設のうち障害者支援施設及び障害児施設並びに保護施設 (併設する第2種社会福祉事業施設を含む。) の設置及び拡充に関する事項
- (2) 高齢者専門分科会
  - ①高齢者福祉保健に関する事項
  - ②第 | 種社会福祉事業施設のうち老人福祉施設(併設する第2種社会福祉事業施設を 含み、定員29人以下の特別養護老人ホームを除く。)の設置及び拡充に関する
  - ③老人保健施設及び介護医療院の設置及び拡充に関する事項
  - ④介護保険に関する事項
- (3) 児童福祉専門分科会
  - ①児童福祉並びに母子福祉及び寡婦福祉に関する事項
  - ②第 | 種社会福祉事業施設のうち第 | 号に掲げる以外の児童福祉施設(併設する 第2種社会福祉事業施設を含む。) 及び助成自立支援施設の設置及び拡充に関す
  - ③保育所の設置に関する事項(中核市が所管する保育所及び市町が設置する保育所を除 <。)

- (4) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (5) 福祉保健総合計画専門分科会 福祉保健総合計画に関する事項
- 3 第 | 項に定める専門分科会以外の専門分科会が必要と認められる場合は、設置期間 を限定して臨時の専門分科会を設置することができる。
- 4 専門分科会に副専門分科会長 | 名を置き、条例第6条第4項に規定する委員をもってこれにあてる。

## (部会)

- 第5条 高齢者専門分科会に老人福祉施設部会及び老人保健施設·介護医療院部会を置く。
- 2 老人福祉施設の設置及び拡充に関する事項については老人福祉施設部会、老人保健施設及び介護医療院の設置及び拡充に関する事項については老人保健施設・介護医療院部会で調査審議するものとする。
- 3 児童福祉専門分科会に子どもの権利擁護・措置・検証部会を置き、こども・女性・ 障害者支援センターが行う措置等、児童虐待による死亡事例等の検証、里親の認定等 及び子どもの意見表明に関して調査審議する。
- 4 審査部会以外の部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 5 第 I 項及び第 3 項に規定する部会に部会長を置き、各部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

### (会議)

- 第6条 専門分科会は、専門分科会長が招集する。
- 2 部会は部会長が招集する。
- 3 専門分科会は、適当と認められるときは、書面による審査を行うことにより会議に 代えることができる。
- 4 審査部会及び子どもの権利擁護・措置・検証部会は、やむをえない事由があるときは、文書をもってそれぞれの部会の委員の意見を求めることにより会議に代えることができる。
- 5 審議会、専門分科会及び部会の会議は、委員長、専門分科会長及び部会長がそれぞれ議長となる。
- 6 専門分科会及び部会の会議については、条例第5条第3項から第5項までの規定を 準用する。

#### (議事参加の特例)

- 第7条 委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その調査審議及び議決に参加することができない。 ただし、所属する専門分科会又は部会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。
- 2 委員は、前項に規定する利害関係があると認められるときは、専門分科会又は部会 にその旨申し出なければならない。この場合において、専門分科会及び部会は当該利 害関係の有無を決定するものとする。

## (決議の特例)

第8条 審議会から附託された調査審議事項については、民生委員審査専門分科会以外 の専門分科会及び審査部会以外の部会の決議についても、これをもって審議会の決議 とすることができる。

## (会議の非公開)

- 第9条 専門分科会及び部会において次の事項を調査審議するときは、非公開とする。
  - (1) 身体障害者福祉法第 | 5条第2項の規定による医師の指定
  - (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第 I 項 の規定による指定自立支援医療機関の指定
  - (3) 里親の認定
  - (4) 子どもの意見表明に関する事項
  - (5) 民生委員の適否
  - (6) 社会福祉施設、老人保健施設及び介護医療院設置の適否
  - (7) その他専門分科会又は部会長が必要と認める事項

## (庶務)

- 第10条 審議会の庶務は、福祉保健課において総括する。ただし、次の各号に掲げる ものについては、当該各号に掲げる課等が処理するものとする。
  - (1) 身体障害者福祉専門分科会及び同分科会審査部会

障害福祉課

(2) 高齢者専門分科会、同分科会老人福祉施設部会及び同分科会老人保健施設・介護 医療院部会 長寿社会課

(3) 児童福祉専門分科会

こども家庭課

- (4) 児童福祉専門分科会子どもの権利擁護・措置・検証部会
  - ①措置等に関すること

長崎こども・女性・障害者支援センター

②児童虐待による死亡事例等の検証に関すること

こども家庭課

③里親の認定等に関すること

こども家庭課

④子どもの意見表明に関すること

こども家庭課

(5) 民生委員審査専門分科会

福祉保健課

(6) 福祉保健総合計画専門分科会

福祉保健課

# 附 則

- Ⅰ この要領は、昭和63年4月Ⅰ日から適用する。
- 2 平成 元年 4月 1日 一部改正
- 3 平成 6年 4月 1日 一部改正
- 4 平成 7年 4月 1日 一部改正
- 5 平成 9年 7月30日 一部改正
- 6 平成 | 0年 4月 | 日 一部改正
- 7 平成 | 0年 6月 | 0日 一部改正
- 8 平成 | | 年 4月 | 日 一部改正
- 9 平成 | 2年 4月 | 日 一部改正
- Ⅰ 平成 | 2年 7月 | 日 一部改正
- |3 平成|3年||月|5日 一部改正

- |4 平成|6年 8月 4日 一部改正
- Ⅰ5 平成Ⅰ8年 7月27日 一部改正
- Ⅰ6 平成20年 7月3Ⅰ日 一部改正
- Ⅰ7 平成2 Ⅰ年 8月 5日 一部改正
- 18 平成24年 8月 7日 一部改正
- 19 平成25年 7月18日 一部改正
- 20 平成26年 7月31日 一部改正
- 2 | 平成30年 7月26日 一部改正
- 22 令和 4年 8月10日 一部改正
- 23 令和 6年 8月 7日 一部改正
  - この要領は、令和6年8月7日から適用する。